水際措置の見直し

新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針(関連部分抜粋)(令和3年9月9日変更)

- B. 1. 617. 2系統の変異株(デルタ株)に、全国的にほぼ置き換わったと考えられること
- ・今後も新たな変異株が発生しうることを見据え、「水際対策上特に対応すべき変異株」と従来株を含む それ以外の新型コロナウイルスに分類し、新たな変異株に関する知見、当該国の変異株の流行状況、日 本への流入状況などのリスク評価に基づき、また、国内外でワクチンの接種が進む中においては、ワク チンの有効性等も踏まえ、行動管理や検査も組み合わせた入国者への管理措置等を講ずるなど水際措置 の段階的な見直しに取り組む。

水際措置の段階的な見直し

- 1. ワクチン接種者(ファイザー、モデルナ、アストラゼネカ社製のワクチンを対象)に対する措置として、
 - ①入国者(6日・10日待機指定国からの者を除く)の自宅等待機を検査実施の上で短縮(10月1日~) (14日自宅待機→10日自宅待機+検査)
 - ②3日待機指定国からの入国後の施設待機を免除(3日施設待機→0日施設待機)(10月1日~)
- 2. 水際措置の指定国・地域の指定基準について、デルタ株・アルファ株以外のワクチンの効果を減弱させる又は効果が不明な変異株(ベータ株等)や、新たに出現する変異株(ミュー株等)の流入を防止するための運用に変更。(9月27日~)
- 3. 外国人の新規入国の一時停止を含めた現在の水際措置について、引き続き、国内のワクチン接種の進 捗状況、海外での感染状況等を見ながら、ワクチンの有効性等も踏まえ、行動管理や検査も組み合わ せた管理措置による入国の検討など、段階的な見直しに取り組む。